令和４年７月７日

健康福祉局地域支援課

横浜市社会福祉センター指定管理者公募についての質問と回答

寄せられたご質問について、次のとおり回答します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問１ | ・公募要項・応募関係書類・その他（業務の基準） | 3ページ4ページ | (4)-ア　職員配置について他の指定管理施設では、公募要項に「開館時間中に常時必要とする職員数」が記載されている施設もあります。本施設では「館長１名を配置する」と明記されていますが、具体的な職員数が記載されていませんが、市としての想定人数についてご回答ください。 |
| 回答１ | 開館時間中は、常時１人以上の職員体制（常勤・非常勤の資格要件はありません）を確保していただくとともに、施設利用者の安全や設備等の管理に支障が生じないよう適切な人数を配置いただくことを想定しています。なお、過年度の事業実績等をまとめた事業報告書については、本市ウェブサイトで御確認いただくことができます。<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/center/shafuku.html> |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問２ | ・公募要項・応募関係書類・その他（　　　　　） | 4ページ | オ　修繕等について①指定管理施設に関する修繕等と、目的外使用許可を得て使用している施設に係る修繕等、いずれも指定管理者の負担とありますが、前者は指定管理料から負担、後者は法人の自己財源から負担という解釈で間違いないでしょうか。②建物・設備及び備品等の修繕について指定管理者の負担の範囲が記載されていますが、これは社会福祉センターの維持管理に係る部分のみ該当し、横浜市健康福祉総合センターの維持管理に係る部分は該当しない、という解釈で間違いないでしょうか。③「１件あたり100万円未満の修繕等については、年間の合計金額が300万円の範囲内で指定管理者の負担により実施することとします」とありますが、１件あたり100万円を超える修繕等については原則として横浜市が負担する、という解釈で間違いないでしょうか。 |
| 回答２ | ①お見込みのとおりです。②本規定は、建物、設備及び備品等の修繕等について定めています。　社会福祉センターの修繕等に加え、公募要項別添１「業務の基準」の６ページ「４　施設・設備の維持管理に関すること(1)建物全体（横浜市健康福祉総合センター）の管理」にお示しするとおり、入居施設・団体として建物・設備保守等に係る経費を按分負担することとしています。これに係る、社会福祉センターとしての按分負担額についても、指定管理者の負担となります。③修繕等に関しては、本規定に加え、公募要項の５ページにおいて「(5)リスク分担」において負担の考え方を定めています。施設等の損傷及び修繕のリスクについては、「指定管理者に帰責理由があるもの」及び「指定管理者が設置した設備・備品」の修繕については、指定管理者の負担とし、「それ以外のもの」について１件あたり100万円未満の修繕等については、年間の合計金額が300万円の範囲内で指定管理者の負担とすることとしています。このため、１件あたり100万円以上の修繕等については、責任の所在及び費用負担について、市と指定管理者の協議により決定します。なお、市の負担となる場合の負担額については、市の予算の範囲内で市と指定管理者が協議して決定します。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問３ | ・公募要項・応募関係書類・その他（　　　　　） | 4ページオ | オ　修繕について社会福祉センター(健康福祉総合センター)は昭和56年の開館から40年を経過しており、社会福祉センター専有スペースに限らず、健康福祉総合センター全体の設備や共用部分にも劣化が見られます。市民利用施設の長寿命化計画をふまえ、次期指定管理期間（令和５年度～令和10年年度）において、市としてどのような補修計画を策定されているかご回答ください。【例】機械駐車場 |
| 回答３ | 建築基準法12条点検や施設管理者点検等を踏まえながら、具体的な補修の実施については、毎年度の市の予算において決定します。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問４ | ・公募要項・応募関係書類・その他（　　　　　） | 3ページ5ページ | 「指定管理料は会計年度ごとに市の予算の範囲内で市と指定管理者が協議して決定する」、「物価変動のリスク分担は市の負担」とあるが、電気代等の高騰による水道光熱費の大幅な負担増となった場合、市の負担として指定管理料は増額となるか。 |
| 回答４ | 水道光熱費が増額となった場合において、その理由が物価変動によるものであり、かつ「収支計画に多大な影響を与えるもの」に該当すると認められる場合は市の負担となり、市の予算の範囲内で市と指定管理者が協議して決定します。なお、「それ以外のもの」に該当すると認められる場合は、指定管理者の負担となります。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問５ | ・公募要項・応募関係書類・その他（　　　　　） | 様式3-① | 指定管理料の想定上限額について決算書等に記載されている指定管理料と比較し、今回の想定上限額は増額されています。増額の要因や積算根拠についてご回答ください。 |
| 回答５ | 「業務の基準」に示す業務の実施に必要と認められる指定管理料を見込みました。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問６ | ・公募要項・応募関係書類・その他（　　　　　） | 組織図 | 組織図にについて組織図の作成にあたり、職員数の記載は必要でしょうか。必要とする場合、常時必要とする職員数でしょうか。それとも指定管理業務に携わる職員総数でしょうか。 |
| 回答６ | 組織図に職員数の記載は不要です。職員数及び常勤・非常勤・委託職員等の内訳は、次頁の職員等配置計画にご記入ください。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問７ | ・公募要項・応募関係書類・その他（　　　　　） | 様式賃―１ | ２　配置予定人数について、指定管理者制度における賃金水準スライドの手引きの２ページに「総雇用人数ではなく人工として算出してください」とあるが、正規雇用職員と臨時雇用職員（非常勤職員）の所定労働時間が異なる場合の臨時雇用職員の人工の積算方法について伺いたい。正規雇用職員の所定労働時間である７時間30分を１人工とした場合、臨時雇用職員も７時間30分を１人工として計上するのか。例えば、臨時雇用職員の雇用形態を４時間単位の３交代制とした場合、①４時間を１人工とカウントし、開館時間の９時～21時、すなわち12時間の職員配置を４時間×３交代＝３人工とするのか、②正規雇用職員の所定労働時間に合わせて、７時間30分を１人工とカウントして、1.6人工とするのか。 |
| 回答７ | ご質問の例で記載いただいた①②いずれの方法でも構いません。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問８ | ・公募要項・応募関係書類・その他（業務の基準） | 3ページ3(2) | これまでに横浜市から事情等により、開館時間を超えた時間や休館日の会場利用について、職員配置を含めた開館実績を教えてください。（災害時等を除く）また、その際の管理に関する人員配置の考え方についてご回答ください。 |
| 回答８ | 第４期指定管理期間（平成30年度から令和４年度まで）においては、令和４年７月７日現在で、開館時間外利用が令和元年度に１件ありました。本件開館時間外利用のための開館については、横浜市社会福祉センター条例施行規則第２条第２項に基づく開館時間の変更として実施し、横浜市社会福祉センター条例、条例施行規則、管理運営に関する基本協定書等に基づき管理を行いました。 |
|  | 対象書類等 | ページ・項目 | 内容 |
| 質問９ | ・公募要項・応募関係書類・その他（別添１ 業務の基準）（別添２ 施設の概要） | 6ページ | ４-(1)建物全体（横浜市健康福祉総合センター）の管理建物全体の維持管理に関する入居団体間の役割分担及び共用スペースの管理区分（管理主体）についてご回答ください。あわせて、平面図にて共用スペースの区画をご回答ください。 |
| 質問９ | 入居団体間の役割分担及び共用スペースの管理区分については、入居団体の協議に基づき、覚書を締結の上、管理を行っていただくことを想定しています。現行の覚書に定める入居団体間の役割分担については、公募要項別添１「業務の基準」の６ページ「４　施設・設備の維持管理に関すること(1)建物全体（横浜市健康福祉総合センター）の管理」を参照してください。共用スペースの区画については、公募要項別添２「施設の概要」の表中「建物共用部」をご参照いただきますようお願いいたします。 |